

原子力規制庁・資源エネルギー庁の運転期間延長事前検討問題

エネ庁協議資料が示す 規制と推進の一体化

2023年4月14日 原子力資料情報室記者会見

松久保 肇(NPO法人原子力資料情報室)

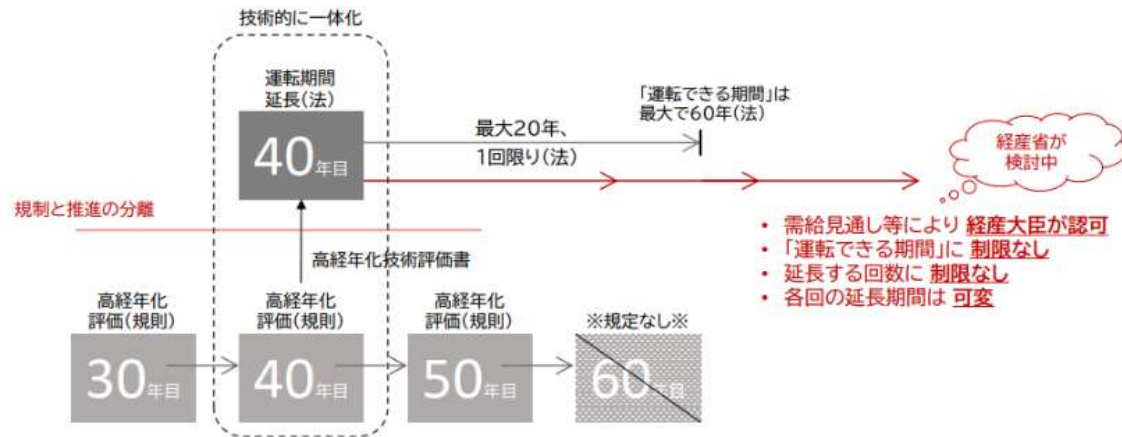


経緯

昨年12月21日、当室が関係者からの資料提供を受けて明らかにした以下の資料から、運転期間延長に関して、**正式な検討が始まる10月5日以前から資源エネルギー庁と原子力規制庁が協議していたことが発覚**

2022年8月29日原子力規制庁作成資料

- 来年の常会に提出予定の「東電」の「束ね法」(経産主請議)により、現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。
- これに伴い、同束ね法により、【高経年化対策に関する安全規制】を炉規制法に新設。
- 重要広範となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。



今後、高経年化プラントの増加・長期化が見込まれるため、更に安全規制を強化

- 現行は60年超を想定していない ⇒ 60年超にも対応した安全規制
- 現行は「10年毎」の要求 ⇒ 各炉のパフォーマンス実績を反映した評価期間(最大10年)
- 現行は他プラントの規制経験、新知見の反映が事業者任せ ⇒ 定期見直しの義務化、場合により措置命令
- 現行は施設管理の1分野 ⇒ 高経年化を切り離し、「計画」の認可、「計画」に従った措置の義務化・規制検査化、「計画」の変更命令

日時	概要
2020年7月29日	原子力規制委員会、いわゆる運転期間規制に関する令和2年7月見解を発表。その後、経産省・規制庁でこの文書の解釈について断続的に協議
2021年7月頃	原発運転期間延長案が浮上
2022年7月頃	金城原子力規制企画課長、7月就任時に、前任者(現・原子力規制部長)から「運転期間については次長に相談しながらやるように」と引き継ぎ
7月28日～	規制庁、経産省と運転期間延長について複数回面談・電話で打ち合わせ
8月24日	GX実行会議で首相が原発運転期間延長を含めた検討指示
9月22日	31回原子力小委員会で運転期間延長に関する検討開始、事務局が規制委とのコミュニケーションの必要性について発言
9月28日	41回原子力規制委で規制庁に運転期間延長について経産省にヒアリングするための調整を指示
10月5日	42回原子力規制委で経産省から運転期間延長をヒアリング、規制庁に検討を指示
11月2日	48回原子力規制委で規制庁が運転期間延長の検討結果を報告、方針を概ね了承
12月21日	当室、規制庁内部資料を公表
12月27日	規制庁、内部資料であること、協議があったことを認める ← 自ら明らかにしたことはない
2023年1月上旬	規制庁職員、霞が関でエネ庁職員から7月以降の協議時のエネ庁資料について一式受領。保持していた資料はメモ書きがあったとして破棄。
2月3日	規制庁が作成した資料について黒塗りの上で公表、エネ庁分は情報開示請求を移送
3月31日	エネ庁、当該資料を開示決定。

7月28日



2月3日原子力規制庁記者ブリーフィング時の説明ぶり

黒川長官官房総務課長

具体的にどういうふうに伝達されたかということですが、**炉規制法の現行の運転期間の規定について、エネ庁所管の法律と束ね法の形、束ねて改正するという図、役所風に言うとポンチ絵という呼び方をしますけれども、その提供を受けています。エネ庁所管法で運転期間を規定して、規制委員会所管法、炉規法ですけれども、高経年化の規制を分離して規定するアイデアがこの場でエネ庁から提供されたもの**と思います。



運転期間に係る規定（原子炉等規制法）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄）

（運転の期間等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

運転期間をめぐるこれまでの議論（更田委員長の答弁）

第204回国会 参議院 資源エネルギーに関する調査会 第4号（令和3年4月14日） 高橋はるみ君に対する更田委員長の答弁

○高橋はるみ君
…そこで、運転期間制限について伺ってまいります。原子炉等規制法に基づく原子力発電所の四十年、そして六十年一回きりというところでありますが、の運転期間制限についてであります。
全国にある多くの原子力プラントで停止期間が長期化している中、産業界からなどは、長期停止の間は中性子も照射されず、設備の劣化は進まないとして、運転制限期間のカウントから除外すべきとの議論が出ていると伺っているところであります。安全性を確保した上で、多くの安全対策を行った原子力発電所をしっかりと長期に活用していくことは大変重要な課題ではないかと考えるところであります。
これに関連しまして、原子力規制委員会は、昨年の七月二十九日だったと思いますが、付けで本件に関する見解文書（※別添①）を発表されたことと承知しております。私も何回も読ませていただきましたが、この文書は私レベルの知能では大変難解であります。
改めて、委員長のお口から、事業者のこうした問題提起に対する技術的見解を含めたポイントとなる部分を、できる限り分かりやすく、簡潔に御説明をいただければと思います。

○政府特別補佐人（更田豊志君）
お答えをいたします。
原子力発電所の運転期間に関しまして、昨年七月二十九日に原子力規制委員会が取りまとめた見解ですが、この見解文書のポイントは、まず、原子力規制委員会の役割は、原子炉施設などの経年劣化を考慮した上で、基準に適合するか否かを科学的、技術的な観点から評価することにあります。そして、その評価は運転期間にかかわらず可能であり、必ずしも四十年目ということに限りません。三十年でも五十年目でも可能です。この運転期間を四十年とする定については、原子力規制委員会の立場から見ると、この評価を行うタイミングを特定するという意味を持っています。現在、四十年目にはこの評価を行って、経年劣化などの影響がどのくらいかと、一方で、このタイミングを定めている運転期間の在り方というのは、これは立法政策としての定めであって、原子力利用の在り方に関する判断、政策判断の結果によって与えられているものです。したがって、この四十年目というポイントについて原子力規制委員会が意見を述べる立場にはないということを見解は示しております。これは、原子力規制委員会としてもかねてから表明してきた考えを改めて示したものであります。
また、事業者から要望があった長期停止期間中における設備の劣化については、個別の施設ごとに機器等の種類に応じて評価する必要があるというふうに考えております。

運転期間をめぐるこれまでの議論（第6次エネルギー基本計画における記載）

第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

（6）原子力政策の再構築

②原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

東日本大震災後に原子力発電所の停止期間が長期化していることを踏まえ、メーカー等も含めた事業者間の連携組織が中心となり、保全活動の充実や設計の経年化対策、製造中止品の管理等に取り組むとともに、安全性を確保しつつ長期運転を進めていく上での諸課題について、官民それぞれの役割に応じ、検討する。



運転期間をめぐるこれまでの議論（自民党提言）

自由民主党政務調査会総合エネルギー戦略調査会2050年CNに向けたエネルギー・産業構造転換PT グリーンエネルギー戦略の策定に向けた中間提言（令和4年5月19日）

●カーボンフリーのベースロード電源である原子力の利用のあり方については、ウクライナ侵略の影響も受けた電力料金の高まり、安全面の関心、電力の逼迫の問題を踏まえて、今改めて、国民の声に耳を傾け、立地地域に寄り添いながら、今後の方針を明らかにすべき時にきている。福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、いかなる事情よりも安全性を最優先することを大前提に、原子力規制委員会の審査について効率化、体制強化を図りながら、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所について地元の理解を得ながら再稼働を着実に迅速に進め、2030年における原発比率を達成する。

●震災後、原子力発電所の停止期間が長期化し、実質的な運転可能期間が短くなっていることや、長期停止期間の経年劣化に関する原子力規制委員会の見解を踏まえ、運転期間制度のあり方を含めた長期運転の方策について検討し、必要な措置を講ずる。併せて、運転中の設備点検などによる設備利用率向上にも取り組む。

●再処理等の核燃料サイクルや高レベル放射性廃棄物の最終処分については安全技術の更なる向上を進め、内外の理解を得ながら着実に推進するとともに、廃炉については円滑な実施が可能となるような事業環境整備に取り組む。

運転期間をめぐるこれまでの議論（自民党 2022年参議院選公約）

2022年参院選 自民党公約（総合政策集2022 J-ファイル）（令和4年6月16日）

160 安全性最優先での原子力発電所の再稼働

●いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会の審査について効率化、体制強化を図りながら、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原発の再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、地元自治体の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くしてまいります。

●原子力発電所の基数は、東日本大震災前の54基から現在の36基（建設中を含む）に減少し、発電量における原子力比率も大幅に減少しています。そうした中、エネルギー基本計画のエネルギーミックスで示す20～22%の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

●また、震災後、原子力発電所の停止期間が長期化し、実質的な運転可能期間が短くなっていることや、長期停止期間の経年劣化に関する原子力規制委員会の見解を踏まえ、運転期間制度の在り方を含めた長期運転の方策について検討し、必要な措置を講じます。併せて、運転中の設備点検などによる設備利用率向上にも取り組みます。

原子力委員会「原子力利用に関する基本的考え方」

●原子力委員会*が策定した「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日原子力委員会決定）は、**政府として尊重する旨が閣議決定**（平成29年7月21日）されている。

※ 中立性を保ちつつ府省庁を超えた原子力利用の政策方針を示す組織。
担当大臣は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）。

現行の「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日 原子力委員会決定）

5. 重点的取組とその方向性

5.2.2 地球温暖化問題や国民生活・経済への影響を踏まえた原子力エネルギー利用の在り方

(3) 着実な軽水炉利用に向けた取組

原子力発電の発電コストに占める割合は、資本費が高く、燃料費等が低いため、原子力発電所を適正水準で長期間利用するほど発電コストは低下することから、**軽水炉の長期利用の取組を安全性向上とともに進めることが必要である。**

…なお、今日も含め原子力を取り巻く環境は常に大きく変化していくこと等も踏まえ、「原子力利用に関する基本的考え方」も5年を目途に適宜見直し、改定するものとする。

（参考）骨太・新しい資本主義実行計画

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(3) エネルギー安全保障の強化

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題に浮上する中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させるとともに、エネルギー自給率の向上を図る。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、**原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。**

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

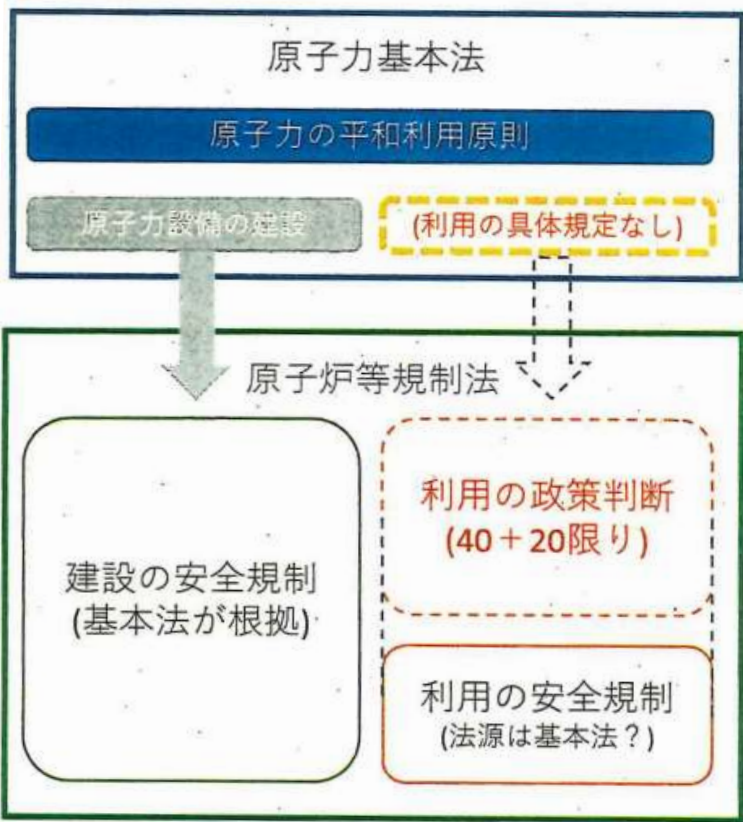
4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

(1) GXへの投資

気候変動問題は、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題である。

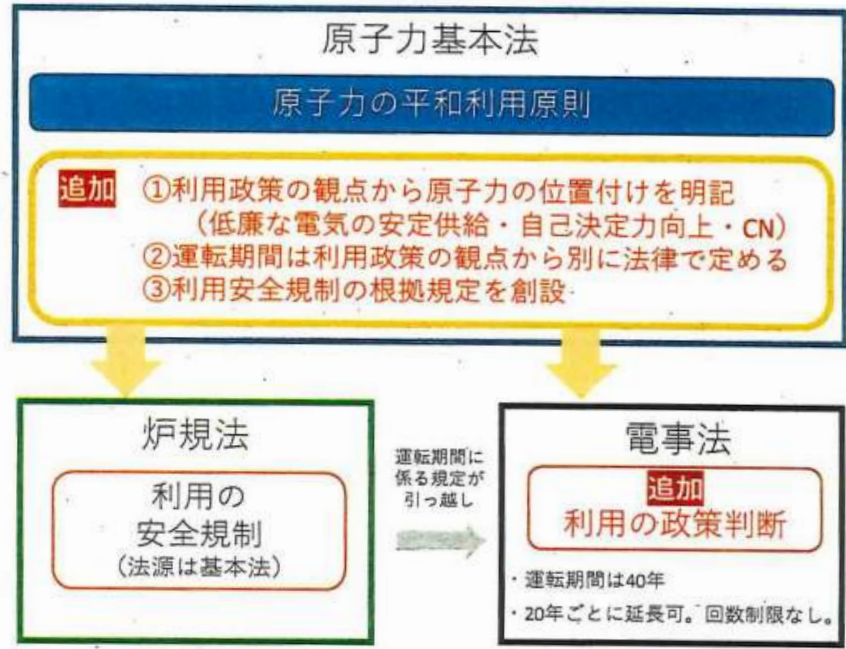
2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルに向け、経済社会全体の大変革に取り組む。

ウクライナ情勢によって、日本は、資源・エネルギーの安定的な確保に向けてこれまで以上に供給源の多様化・調達の高度化等を進めロシアへの資源・エネルギー依存度を低減させる必要がある。**エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させ、エネルギー自給率を向上させる。**そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、**原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。**再生可能エネルギーについては、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則の下で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入に取り組む。



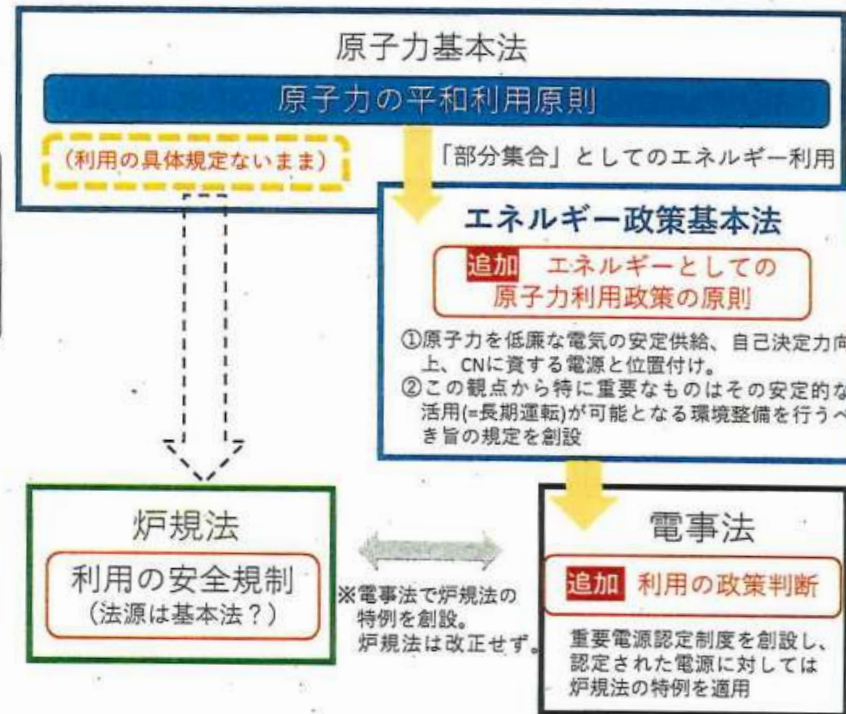
【A】
原子力基本法を改正

原子力基本法 + 炉
規法 + 電事法 +
NuRO法の束ね改正
→内・環・経の
連合審査(P)



【B】
エネ政策基本法を改正

エネ基本法 + 電事法 +
NuRO法の束ね改正
→経産委にて審議(P)
※炉規法を正面から改正し
同法を束ねることもあり
得るか。この場合、環・
経の連合審査(P)



⇒改めて、炉規法(規制)と電事法(利用)の関係整理が必要。

※電事法で炉規法の特例を創設。炉規法は改正せず。



- 運転期間の制限（40年+20年）は、安全規制上の必要性から定められたものではなく、利用政策・立法政策
- 規制委が主請議・提案者とならない法構成が必要
- 運転期間について利用政策の観点から改正するならば、節目での技術的確認（※現行の特別点検）は、引き続き規制委が担いうる
- 技術的確認における劣化予測は、最大20年
- 一方、安全規制が緩んだように見えないことも大事

資源エネルギー庁は

- なぜ、エネ庁が運転期間制限の法解釈を示しているのか。
- なぜ、規制委が主請議・提案者とならない法構成が必要としているのか。
- なぜ、推進官庁であるエネ庁が「安全規制が緩んだように見えないことも大事」などと記しているのか。

原子力規制庁は

- なぜ、推進による規制への干渉であるとして協議を中断しなかったのか。
- なぜ、委員会にこのような資料が示されたことを報告しなかったのか。

運転期間延長はどこで検討されていたのか

- 萩生田光一経産大臣(当時) 衆議院経済産業委員会 2022年4月27日

原子力発電所の運転期間については、原子力規制委員会が所掌する原子炉等規制法で規定されているものです。**現時点では、政府において、同法の規定見直しを検討している事実はない**と承知しておりまして、過去の経産大臣の答弁も私と同じですけれども。



- 金城原子力規制企画課長 原子力規制庁記者ブリーフィング 2023年2月3日

何年前か分かりませんが、**少なくとも1年以上前からこういう改正があるのだろうみたいな認識はしっかりとありました。**



- 山中伸介 原子力規制委員会委員長 衆議院経済産業委員会 2023年4月7日

現行の運転期間延長認可制度につきましては運転開始後60年を迎えた原子炉についてはたとえ安全面から基準に適合していることを確認しても運転することができなくなります。それはもはや**規制委員会の安全規制の観点ではなく利用政策の観点であり原子力規制委員会が判断するものではございません。…運転期間についての考え方についてはこの5年間十分検討を行ってまいりました。**その結論として令和2年の7月29日に運転期間については安全規制ではないという結論を得たわけです。



- 更田豊志 原子力規制委員会前委員長 朝日新聞 2023年1月27日

——40年ルールについて規制委の内部で見直しの検討はされましたか。
「**ほとんどないでしょうね。**規制委として変えなきゃならないっていうニーズや動機があったわけではないです」



8月19日



2月3日原子力規制庁記者ブリーフィング時の説明ぶり

黒川長官官房総務課長

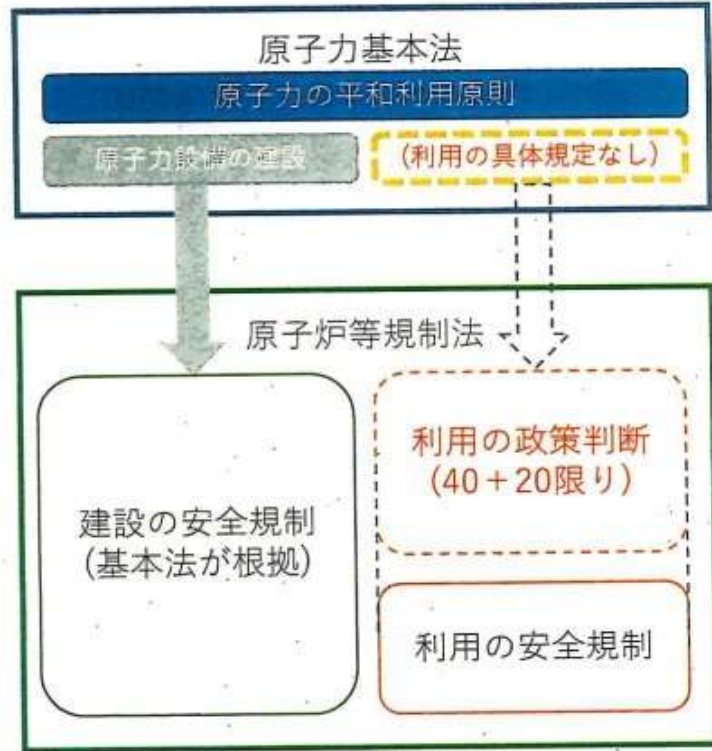
次が8月19日、エネ庁との面談②とありますけれども、そこでは「運転期間の見直しに関する改正のイメージが示される」とあります。具体的に言うと、**炉規制法の改正の具体的な条文案の提供を受けています**。その後、8月22日の面談③というところで、一番下の行です。「原子力規制委員会の所掌となる内容が一部含まれていた」とありますのは、その条文案のことを指しています。ただ、その**条文案は、検討の熟度は非常に低いもので、条文の中身が大事というよりは、現行の規定をエネ庁の所管法と炉規制法に分離するというアイデアを一応形にしてみましたというイメージを示す程度のもの**にとどまっています、8月19日の欄に改正のイメージと書いてあるのは、条文そのものにははっきりいってあまり意味はなくて、炉規制法とエネ庁所管の法律で分離して規定するという形を条文の形で示したということです。

11ページを御覧いただくといいと思うのですが、その日は8月22日の面談③という場面で「**原子力規制委員会が委員会の場において検討すべきものである旨などを指摘**」とありますように、**安全規制の部分は規制委員会で検討すべきことなので、これ以上エネ庁で検討する必要がないという旨を伝えている**ものであります。**これを受けまして、8月23日に長官など、幹部を含めた打合せが行われています。その際の資料は、8月19日にエネ庁から提供を受けた資料**です。先ほど条文と申し上げましたが、そのものと規制庁作成の資料で、今日配った資料の8ページになりますが、それを御覧いただければと思います。48ページ目になりまして、改正の形として案の1から案の3を挙げています。3案とも案の概要を御覧いただくと分かるのですが、エネ庁所管法と炉規制法を分離するという構造は、案の1から案の3まで全部共通しています、例えば案の1でいうと「原子炉等規制法の運転期間制限規定中『一回に限り』の改正にとどめ、経産省所管で移管する」と書いています、そういう分離という形が示されていて、案の2、案の3も基本的にその点は共通です。そういう形になっていますので、**エネ庁からそういうアイデアの提供を受けたという影響がうかがえる**ということだと思えます。3案あるのですが、この日の長官ほか、幹部との議論は、基本的にはエネ庁から 今後、運転期間の延長が政府の議論になる見込みですという話と、それを受けてエネ庁の所管法と炉規制法で分離して規定したらどうかという報告を終始しまして、3つの案の議論はほとんど行われていません。もうちょっと考えて持ってくるようにというよう な指示があっただけで、この日は終わったということでもあります



改正の方向性

< 現行 >

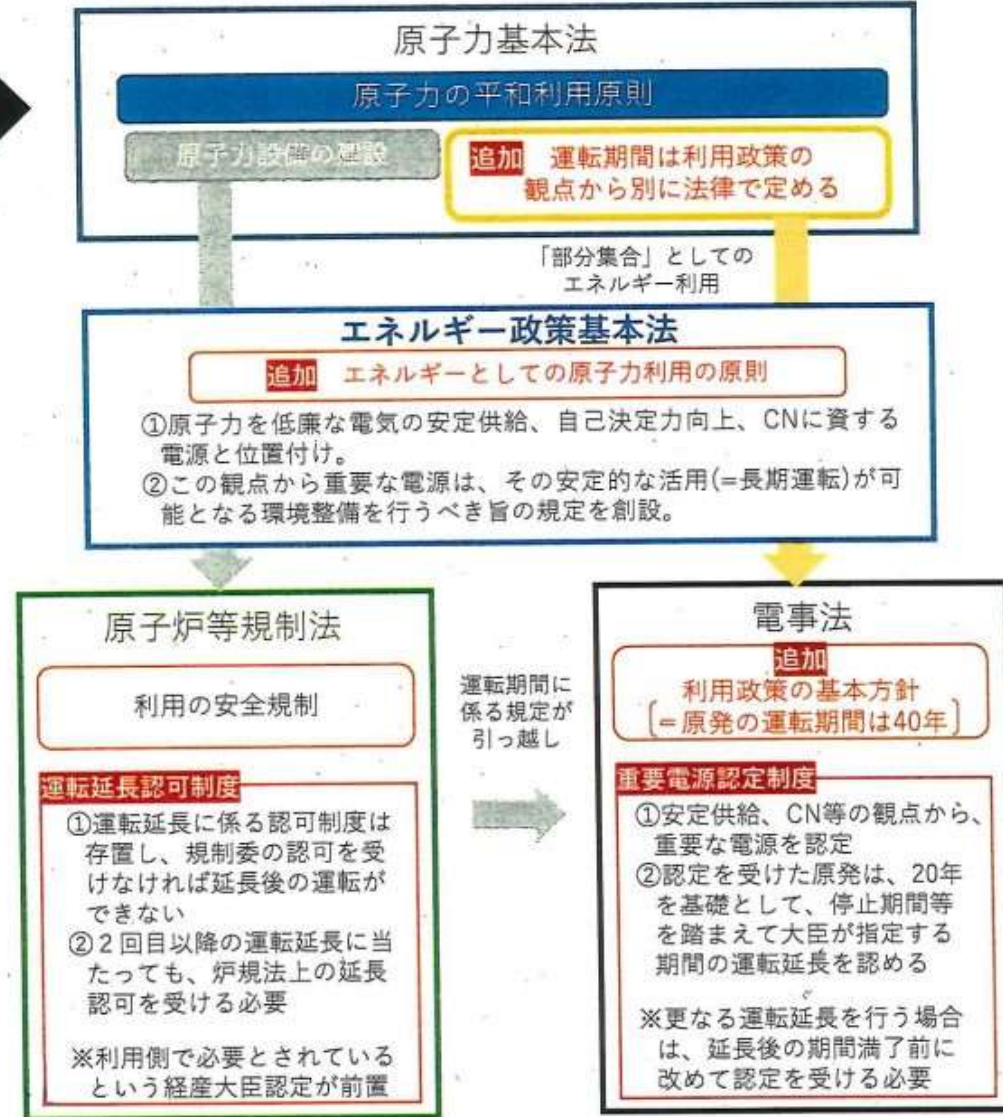


⇒ 運転期間について、炉規法（規制）と電事法（利用）の関係（デマケ）整理が必要。

⇒ 原子力基本法とエネルギー政策基本法を改正することで対応する。

< 改正の方向性 >

※エネ基本法、原子力基本法、電事法、炉規法等の束ね改正。



運転期間に係る規定が引越し



<電気事業法の改正イメージ>

第A条 原子力発電事業者（原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）をその発電事業の用に供している発電事業者をいう。以下同じ。）が、その維持し、及び運用する原子力発電工作物をその発電事業の用に供することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該原子力発電工作物について最初に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、運転期間を延長しようとするときは、その期間が満了する日までに、当該運転期間に係る原子力発電工作物について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る原子力発電工作物が、安定的な電気の供給及びその自律性の向上並びに我が国における二千五十年までの脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。以下同じ。）の利用の促進のために重要なものであると認めるときは、前項の認定をするものとする。

4 認定原子力発電事業者（第二項の認定を受けた原子力発電事業者をいう。）が運転期間を延長することができる期間は、二十年を基礎として、次の各号に掲げる事項を勘案して経済産業大臣が指定する期間とする。

一 延長しようとする期間における電気の需給の見通し

二 延長しようとする期間における発電事業における非化石エネルギー源の利用の見通し

三 当該認定原子力発電事業者には予見し難い社会情勢の変化その他やむを得ない事由による当該認定に係る原子力発電工作物の停止期間

5 前三項の規定は、認定原子力発電事業者が、延長後の運転期間を延長しようとする場合に準用する。

6 前各項に規定するもののほか、認定の申請その他認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

8月19日時点で、すでに「予見し難い社会情勢の変化その他やむを得ない事由」による停止分の延長が盛り込まれている。ただし、この時には運転期間の上限は設定されていない。



<原子炉等規制法の改正イメージ>

第四十三条の三の三十二 電気事業法第A条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認定を受けた発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会の認可を受けた後でなければ、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣が指定する期間（以下「指定期間」という。）において、当該認定に係る発電用原子炉を運転してはならない。

- 2 前項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 3 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、認可の申請その他認可に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

<参考>現行の原子炉等規制法

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。



9月15日面談資料は原子力小委員会向けの資料のため割愛



1月の霞が関駅での資料の受け渡し問題



経緯

今回の事案を受けて、2023年1月25日、原子力規制委員会は透明性確保方針を改正し、「ノーリターンルール」適用者との面談等も記録公開の対象にした。

改正後	改正前
<p>第1章 目的</p> <p>原子力規制委員会（以下「委員会」という。）が行う規制業務に関して独立性、中立性を強化するとともに、国民の疑念や不信を招くことのないよう、原子力施設の安全確保の重要性、国民の関心等を踏まえ、<u>被規制者等や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において委員会の運営の透明性を確保するための方針を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 透明性確保のための基本方針</p> <p>1. 開示請求不要の情報公開体制の構築</p> <p>委員会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条各号の不開示情報に該当しない限り、開示の請求を待つことなく、自発的に可能な限り多くの保有する原子力規制関連の行政文書（情報公開法第2条第2項で定義する行政文書をいう。）を委員会のホームページ等で簡易にアクセスできるよう公開する。</p> <p>2. <u>会議の公開の徹底</u></p> <p>委員会で行われる規制の内容について議論する会議（日程や現状の報告等の事務的な情報共有に関するものは除く。）については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開する。</p> <p><u>また、被規制者等との間で行われる規制に関連する内容及び手続の議論並びに原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等として別表1に掲げるもの（以下「ノーリターンルール対象組織等」という。）との間で行われる委員会の所掌事務に関連する内容の面談についても、記録を残し、原則公開する。</u></p>	<p>第1章 目的</p> <p>原子力規制委員会（以下、「委員会」という。）が行う規制業務に関して独立性、中立性を強化するとともに、国民の疑念や不信を招くことのないよう、原子力施設の安全確保の重要性、国民の関心等を踏まえ、<u>被規制者等との関係において委員会の運営の透明性を確保するための方針を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 透明性確保のための基本方針</p> <p>1. 開示請求不要の情報公開体制の構築</p> <p>委員会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第5条各号の不開示情報に該当しない限り、開示の請求を待つことなく、自発的に可能な限り多くの保有する原子力規制関連の行政文書（情報公開法第2条第2項で定義する行政文書をいう。）を委員会のホームページ等で簡易にアクセスできるよう公開する。</p> <p>2. <u>公開議論の徹底</u></p> <p>委員会で行われる規制の内容について議論する会議（日程や現状の報告等の事務的な情報共有に関するものは除く。）については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開するとともに、<u>被規制者等との間で行われる規制に関連する内容及び手続の議論についても、記録を残し、原則公開する。</u></p>

- 2023年2月3日原子力規制庁 原子力規制庁記者ブリーフィング

○記者 面談録の開示ということを経営者が指示して以来、駅のホームとか、会議室以外の打合せとか、資料のやり取りがされているという告発があった。

○黒川総務課長 およそそんなことをしているとは思いません。

- 2023年3月10日衆議院環境委員会 近藤昭一議員の質問への答弁

○金子修一次長 (略)よく聞いてみますと7回の面談のうちのエネ庁から受け取った資料について、電話を受けた際に、メモ書きをしてしまった職員がおりまして、綺麗なコピーをもう一度もらいたいということで取りに行くということで、それをわざわざオフィスに来るのも大変だろうからということで、**駅で渡していただいたことが一回ある**ということ、確認をした。それ自身が面談のような形で行われたことではない。



- 2023年3月15日 山中委員長 定例会見

○記者 どのように受け止めているのか

○山中委員長 **問題であるというふうには思っていない**(略)委員会の独立性に何かこういう事務職員のやり取りが影響を及ぼしているというの**は全く考えていません**

○記者 駅で資料を役人の方々が受渡しをしているという、行為自体が非常に強い違和感を覚える

○山中委員長 **そういう習慣だったのだろうな**というふうに受け止めています

○金城原子力規制企画課長(補足説明) **資料のやり取りが必要だとなったのは情報開示請求が来てから**です。(略)この資料自体は、原則**エネ庁側の資料であって、回収資料**になっていて、**ほとんどの人が残していなかった**のですね、エネ庁に持っていきますから。**たまたまうちの職員の1人が念のためと**思っていたのですけど、当然本人も**どうせ捨てる資料として持っていた**ので、いろいろメモを書いていたと言いましたけど、メモは本当、全然関係ない、面談ときのメモではなくて、問合せが来たら電話番号と名前を控えて、どうい**う質問で**とかですね。実際、一瞬僕もちらっと見ましたけど、全く関係ない、そういう**本当にメモで使っていて、い**ずれ捨てる**予定の資料のような扱い**でしたと。そうしたときに、一応、もしこの後、情報開示請求でいろいろと出すのであれば、もしそれが我々が出すとなると、多分その**個人的な情報とか、消していくと真っ黒になっ**て**しまうぐらいのメモ書き**でしたから、そういった意味で、エネ庁にもちゃんと伝えて、我々が聞いた説明資料はこれだよねといったことでやり取りをして、それをもらったのが目的でしたと。最終的にエネ庁に移送して、開示は対応するということになったので、その資料の公開についてはエネ庁側に行きましたので、**その資料は残っていません**けど、そういうものでありましたと。

- 2023年3月15日 山中委員長 定例会見（続き）

○黒川総務課長 普通の案件なら当然メールですけど、本件は非常に情報管理を厳しくしていましたので、メールで送れば当然転送というのがあり得ますので、基本紙でやり取りする。これはもう霞が関の中でも基本というか、情報管理を厳しくするときは紙でやり取りする。これは基本の基本で、次に、何で駅でということとで聞きましたけど、要はこちらが汚してしまったものをもらいに行くので、基本こちらがあちらに行くという、当然そういう関係になりますけど、そうすると、わざわざ何とか課まで来ていただいてというところもあるので、ちょっと向こうも譲って駅までは行きますよという感じになりました。

- 2023年3月22日 山中委員長 定例会見

○黒川総務課長（資料は）8月19日のも含んで経産省、エネ庁から、面談でもらった資料の一式。

ここまでのまとめ

- 当初、ないと言っていた駅での資料のやり取りは行われていた
- やり取りされた資料は7月以降の面談でもらった資料1式(今回開示されたもの)
- 資料は回収資料で、エネ庁に持って行くので、ほとんどの人は残していなかった
- たまたま職員が持っていたがメモで使っていて、いずれ捨てる予定の資料のような扱いだった
- メモ書きは、個人的な情報とか、消していくと真っ黒になってしまうぐらいのものだった
- 普通の案件なら当然メールだが、非常に情報管理を厳しくしていたので、紙でやり取りした
- 資料は残っていない

真っ黒になった資料はどれか？

表にあった紙が真っ黒になったとすれば、...

2022年7月28日資料

運転期間に係る規定（原子炉等規制法）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄）

（運転の期間等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の承認を受けた日から起算して四十歳とする。

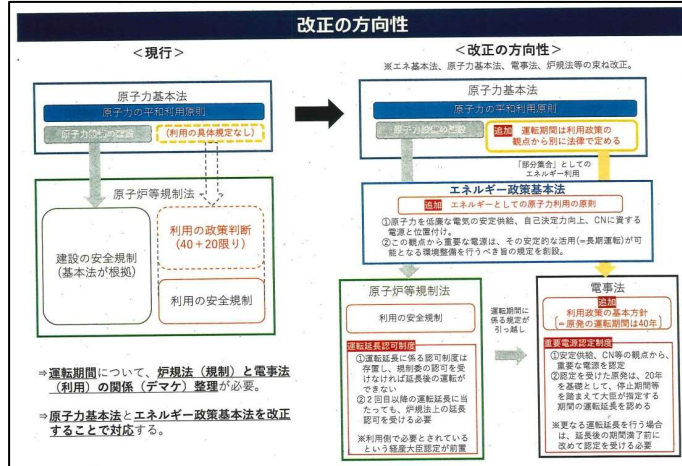
2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる放射線その他の設備の劣化が状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるとき限り、前項の認可をすることができる。

2022年8月19日資料



2022年9月15日資料

調整中

2. 運転期間の延長など既設原発の最大限活用

① 現行の運転期間制度の整理

② エネルギーとしての原子力利用の考え方や運転期間検討の論点

③ 次世代革新炉の調査・検証

④ 再処理・廃炉・最終処分へのプロセス加速化

2022年9月15日以降の資料

1. 再稼働への関係者の協力の促進

2. 運転期間の延長など既設原発の最大限活用

① 現行の運転期間制度の整理

② エネルギーとしての原子力利用の考え方や運転期間検討の論点

3. 次世代革新炉の調査・検証

4. 再処理・廃炉・最終処分へのプロセス加速化



その後のヒアリング等で明らかになったこと

- 文書量は50ページ程度
- 差し替えたのは課長補佐、規制企画課長は差し替え、破棄を知っていた。他の上席が知っていたかは不明
- 霞が関駅で受け渡した
- 文書を持ち帰ったものは複数名
- 他のものは破棄したが、課長補佐は持っていた。今も差し替え後文書を公文書として保有。

	原子力規制庁側参加者
7月28日	金城規制企画課長、課長補佐1名
8月19日	湯本法令審査室長／金城課長、課長補佐1名
8月22日	湯本室長、室長補佐1名／金城課長、課長補佐1名
9月6日	金城課長、課長補佐3名、係長2名
9月15日	湯本室長／金城課長、課長補佐3名、係長2名
9月22日	金城課長、課長補佐1名
9月28日	湯本室長／金城課長、課長補佐1名

● 過去の説明との矛盾

回収文書だと説明したが、複数名が持ち帰っており、回収文書ではない

● 疑問点

全ての文書を確保していた課長補佐は、組織としての共用文書として保持していたのではないか？
（↑実際、差し替え後文書を公文書として保持）

そのような文書に関係のないメモ書きをするのか？

破棄された文書は公文書管理法上の公文書に該当するもので、破棄は法令違反だったのではないのか？

参考:8月23日 規制庁長官等との事務方打合せ資料

	案の1	案の2	案の3
案の概要	原子が等規制法の運転期間制限規定中「一回に限り」の改正にとどめ、経産省所管（新法？電事法？）に移管する案	原子が等規制法の運転期間制限規定を全削し、経産省所管（新法？電事法？）に移管する案	原子が等規制法の運転期間制限規定を全削し、経産省所管（新法？電事法？）に移管する代わりに、実用炉の「高経年化技術評価」を法律に格上げ
メリット			
デメリット			
条文イメージ等	<p>○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄） （運転の期間等）</p> <p>第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。</p> <p>2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。</p> <p>3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。</p> <p>4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。</p> <p>5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。</p>	<p>○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄） （運転の期間等）</p> <p>第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第二項の確認を受けた日から起算して四十年とする。</p> <p>2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。</p> <p>3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。</p> <p>4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。</p> <p>5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。</p>	<p>（参考）現行の高経年化技術評価に関する規定</p> <p>○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄） （保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）</p> <p>第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設の保全</p> <p>二 発電用原子炉の運転</p> <p>三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）</p> <p>2 （略）</p> <p>○ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）（抄） （発電用原子炉施設の経年化に関する技術的な評価）</p> <p>第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、・・・。</p> <p>3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、・・・。</p> <p>4・5 （略）</p>



参考:9月13日 規制庁長官等との事務方打合せ資料

案1 最小限の改正: 「その満了に際し」と「一回に限り」だけを削る。

(ポイント)

- 「**運転することができる期間**は～四十年とする」は**残る**。
- 「**原子力規制委員会の認可**を受けて～延長することができる」は**残る**。
- PLMは引き続き、実用炉規則で実施する。(炉規法上、**何も足さない**)

案1-① (考え方/対外説明ぶり)

- ◆ [Redacted]
- ◆ [Redacted]
- ◆ [Redacted]

(論点)

- A) [Redacted]
- B) [Redacted]
- C) [Redacted]

案1-② (考え方/対外説明ぶり)

- ◆ [Redacted]
- ◆ [Redacted]
- ◆ [Redacted]

(論点)

- A) [Redacted]
- B) [Redacted]
- C) [Redacted]

案2 小幅改正: 運転期間制限の規定を**全削し**、代わりに**PLMを法定化**

(ポイント)

- 「**運転することができる期間**」の定めという概念自体を、**規制(炉規法)から完全撤廃**
- 代わりに、**高経年化炉**は定期に今後10年間の劣化評価に係る**規制委の確認**を義務付け
- 可能な限り**小幅な改正**とすることにより、規制リソースへの負荷増を抑制

(考え方/対外説明ぶり)

- ◆ [Redacted]
- ◆ [Redacted]
- ◆ [Redacted]

(論点)

- A) [Redacted]
- B) [Redacted]
- C) [Redacted]

【参考】運転期間延長の認可申請書(113条関係) ※条項の番号はいずれも実用炉規則

1. 認可申請書本文(氏名、所在地、原子炉名称、延長期間のみ) (113条1項)
2. 認可申請書添付書類 (113条2項)
 - ①特別点検結果
 - ②高経年化技術評価 ←40年PLMの保安規定変更を申請していれば省略可(113条2項)
 - ③長期施設管理方針 ←40年PLMの保安規定変更に取り込む(92条2項)



規制と推進の分離の形骸化① 幹部人事

原子力規制庁歴代幹部

原子力規制庁創設から10年となる2022年7月、**局長級以上の3幹部、総括審議官級以上の5幹部を経産省出身者が初めて独占**

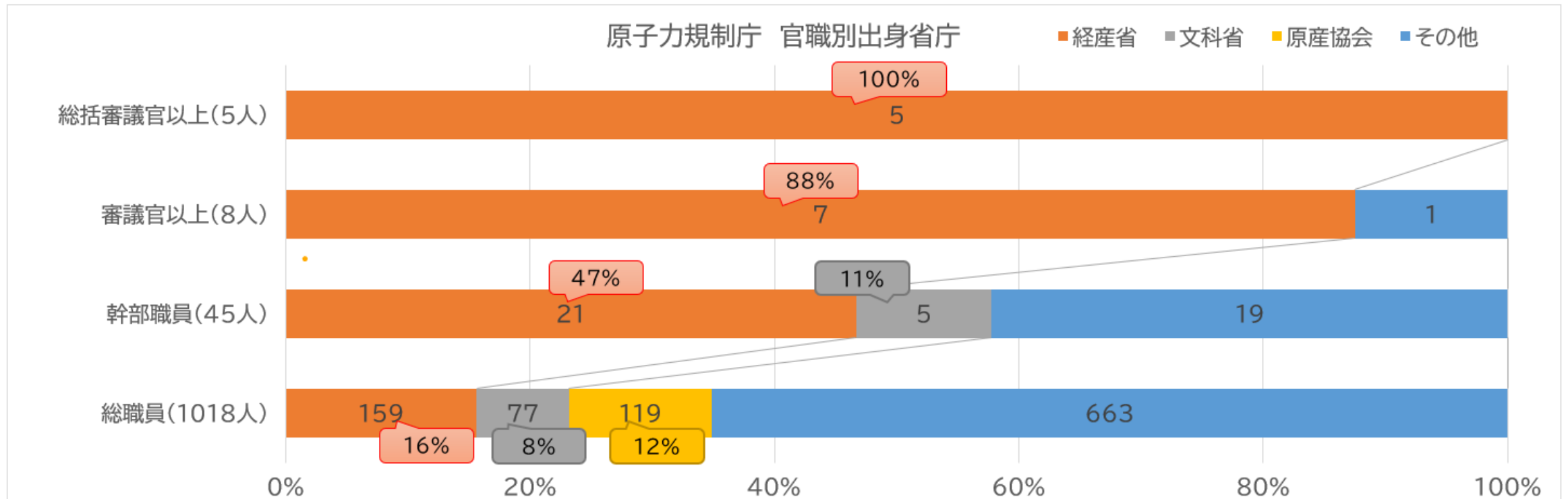
	① 長官	② 次長	③ 原子力規制技監	(技術総括審議官)	④ 緊急事態対策監	⑤ 核物質・放射線 総括審議官				
2012/9	池田克彦(警察庁)	森本英香(環境省)	—	—	安井正也(経産省)	—				
2014/3		清水康弘(環境省)					平野雅司(原子力安全基 盤機構)			
2014/7										
2014/10	清水康弘(環境省)	荻野徹(警察庁)	—	—	大村哲臣(経産省)	片山啓(経産省)				
2015/7										
2017/1							安井正也(経産省)	櫻田道夫(経産省)	櫻田道夫(経産省)	山形浩史(経産省)
2017/4								—	—	
2017/7	荻野徹(警察庁)	片山啓(経産省)	—	—	金子修一(経産省)	山田知穂(経産省)				
2019/7										
2021/7							片山啓(経産省)	金子修一(経産省)	市村知也(経産省)	古金谷敏之(経産省)
2022/7										

注:2014年7月に部長ポストを核物質・放射線総括審議官に格上げ
2017年4月に総括審議官級の技術総括審議官ポストを局長級の原子力規制技監に格上げ。



規制と推進の分離の形骸化② 規制庁の組織構成

総職員数の16%に過ぎない経産省出身者が幹部職員の47%を、トップ8の88%を、トップ5の100%を占める



「参議院議員辻元清美君提出原子力規制委員会と原子力規制庁の独立性に関する質問に対する答弁書」などから作成